

## 岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における 市税に関する申告・納付等の期限の延長について

「平成30年7月豪雨」により多大な被害を受けられた方におかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

千葉市では、この度の豪雨に対する当面の対応として、下記の指定地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に対して、千葉市市税条例第5条第1項の規定により、市税（個人県民税を含む。以下同じ。）に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととしましたので、お知らせします。

### 【対象となる方】

下記の指定地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者

| 都道府県名 | 指 定 地 域  |
|-------|--|
| 岡山県   | 岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町                  |
| 広島県   | 広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町 |
| 山口県   | 岩国市周東町   |
| 愛媛県   | 宇和島市、大洲市、西予市   |

### 【申告・納付等の期限の延長】

- (1) 上記の指定地域に居住又は所在する納税者につきましては、平成30年7月5日以後に到来する市税の申告・納付等の期限が自動的に延長されることとなります。  
なお、特別徴収義務者につきましては、状況に応じ個別に対応をいたします。
- (2) 申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては未定です。延長後の期限が決まり次第、延長後の期限を記載した納税通知書・納付書・納入書をお送りします。

### 【既にお送りした納付書・納入書について】

既に千葉市から送付させていただいている納付書・納入書については、記載されている納期限（延長前の納期限）後も、そのまま有効なものとして、ご利用いただけます。（ただし、クレジット納付は除きます。）

**【口座振替による納付について】**

納期限の延長の対象となる方については、延長前の納期限での口座振替は行いません。延長後の納期限が決まりましたら、あらためて納税通知書をお送りし、所定の振替用口座から引き落としさせていただきます。

ただし、金融機関の都合により、延長後の納期限で口座振替できない場合があります。その場合は、納税通知書と併せて納付書をお送りしますので、お手数ですが、取扱い可能な金融機関やコンビニエンスストア等でお納めいただきますようお願いいたします。

**【減免又は納入義務の免除】**

対象となる方の申請に基づき、市税について減免等が受けられる場合がありますので、下記の連絡先にご相談ください。

詳しくは、適宜、市税のホームページでお知らせしますので、ご覧ください。

連絡先

- ◆全 般 に 関 す る こ と： 税 制 課 税 制 班 043-245-5117
- ◆市税の申告・納期限の延長・減免等に関すること： 課 税 管 理 課 043-245-5120
- ◆口 座 振 替 に 関 す る こ と： 納 税 管 理 課 収 納 班 043-245-5125